

令和4年7月阿見町教育委員会臨時会議事録

会議日時	令和4年7月14日(木)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 第一会議室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 岡田治美	欠席者 委員 小林和裕 委員 湯原敦子
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長 学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	議案第32号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について	
傍聴者	0名(非公開)	
議 事 概 要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4年7月教育委員会臨時会を開会します。</p> <p>まず会議録の確認ですが、6月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	異議なし。	
教育長	<p>次に、本日の教育委員会臨時会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により中島委員を指名します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また本日の議案は非公開案件のみとなりますので、阿見町教育委員会会議規則第15条の規定により、公開しないことといたします。</p> <p>それでは審議事項に入ります。議案第32号について、事務局より説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>○議案第32号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料をご覧ください。こちらは個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は令和4年度の年度当初認定分です。要保護児童生徒認定が9名、準要保護児童生徒認定が100名、不認定が50名となります。</p>	

	<p>不認定の主な理由としては、収入が就学援助基準を上回るため、又は審査に必要な書類の不備のためです。人数に関しては、書類不備による者が13名、収入基準による者が37名です。</p> <p>説明は以上です。認定をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第32号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>要保護が9名で、今までの人数を把握してはいませんが、現時点だと準要保護に比べて人数がすごく少ないように感じます。例年このような状況でしょうか。</p>
事務局	<p>去年は要保護が13名、準要保護が104名でした。</p>
委員	<p>同じくらいですね。規定が厳しくなったからではないということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>自治体で基準、線引きが違うということはあるのでしょうか。</p>
教育長	<p>金額的に違うところはあります。生活保護だと1級、2級、3級に区分分けし、級地制度によって生活保護基準は市町村ごとに地域差が設けられています。</p>
委員	<p>整理番号が飛んでいるのは、途中に入っている番号の方が不認定ということで抜けているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
教育長	<p>認定、不認定と同一に、一覧にしたほうがよろしいですか。</p>
委員	<p>そうすると処理がしやすいですね。</p>
教育長	<p>それでは次回以降はそのようにお願いします。これだけの数になるのは今回だけで、次回からは人数が少なくなります。一覧にして認定か不認定で書いていただきたいと思います。</p>
委員	<p>人数は昨年とほぼ変わらないという話ですが、コロナの影響で生活が困窮しているということはあるのでしょうか。</p>

事務局	詳細は把握していませんが、収入を基準に提出していただいています。
委員	コロナが拡大する前と比べて、人数が増えているということはありませんか。
事務局	令和元年度は要保護21名、準要保護134名、令和2年度は要保護16名、準要保護130名で年々減っています。昨年度は要保護13名、準要保護104名でした。
委員	プライベートなことですが、生活に本当に困っている、例えば両親が亡くなって祖父母に育てられているとか、色々な事情があると思いますが、そういったことは学校側で把握されているのでしょうか。とても可哀想だと思ってしまいますし、その後の子どもの成長過程のことを考えると、子どもが生活で大変な思いをしていると勉強や進学の問題が出てきます。ヤングケアラーという言葉があるように、子ども自身の望んだ道に進めない等、色々な問題があると思いますので。
委員	学校もどこまで介入するかという問題もあると思います。
教育長	直接、保護者と話ができる関係性であれば、こういった制度があることを提案することもできます。また民生委員児童委員との懇談があり、心配だということを伝えると見に行ってくださいたり、制度を勧めたりしていただきます。
委員	提出は任意ですよ。本当に困窮している方が全員出しているのか心配ではあります。保護者判断ですので。 今回の資料を見ると外国の方のお名前もありますので、情報は行き渡っているとは思いますが、システムが分からず出せない方がいなければいいのですが。拾い上げるのも大変ですし、先生が一番近くにいるので、見ていただくしかないのかなという気がします。
教育長	途中で生活環境が変わってしまうようなことがあれば学校で制度を勧めて、会議で認定していただくこととなります。これまでも年度途中で見ていただいています。今年度もそのようになると思います。 学校の方でもなんとかしてあげたいというところで働きかけたり、民生委員に入ってもらって何とか援助したりしています。
委員	就学援助であって生活援助ではありませんので、限界はあるとは思いますが。要保護の方は生活保護の方ということですが、この方々も申請が必要なのでしょうか。

事務局	通知して申請していただき、それに基づいて手続きを行っています。
委員	生活保護を受給していても、就学援助の申請をしていなければ要保護にはならないということですか。
事務局	はい。ただ、生活保護を受けている方は支給額の中に学校に必要な金額も含まれていますので、町から別途支給するものは校外学習費だけになります。
教育長	他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第32号について承認することに異議はありませんか。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第32号については承認されました。 (その他連絡事項については下記記載のとおり) それでは以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○町立小中学校計画訪問日程 ○次回の教育委員会 7月教育委員会定例会 令和4年7月26日(火)午後3時30分
閉会	午後4時00分

議事録署名 令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己